

令和8年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名: 熊本県
 農業委員会名: 上天草市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和8年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和 8年 3 月 31 日

任期满了年月日 令和 11年 3 月 30 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	11	11
認定農業者	—	6
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	—
40代以下	—	2
中立委員	—	2

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	12	12	12

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	678
農業経営体数	357

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	540
女性	218
40代以下	28

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	124
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	6
農業参入法人	15
集落営農経営	2
特定農業団体	0
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	406	533			939

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)	
	939	ha	403	ha	42.9	%
課題	人口流出と高齢化等により、農業従事者の減少が加速している。農政担当課と連携して認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について理解を得てもらおうとともに、地域計画協議の中で、担い手の確保に努めていく必要がある。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和 11 年度	集積率	80 %
今年度の新規集積面積	60 ha	農地面積(C)	939 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	463 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	49.3 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	
		うち黄区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	428 ha	117 ha	311 ha
課題	本市は中山間地域であり、周囲を海に囲まれているため、市内においても農地の利用状況に大きな違いがある。また、農業者数自体も少なくなっていることから、耕作が困難な農地から遊休農地化が進んでいる。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	13 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	3 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	404 ha
--------------------------	--------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	黄区分の遊休農地がまとまって存在する地区を複数選定し、所有者の所在や市内に耕作可能な農業者や法人が存在するかなど解消の可能性を明確化する。
-------------------------	---

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	5 ha
---------------------------	------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和5年度新規参入者	令和6年度新規参入者	令和7年度新規参入者
	0 経営体	1 経営体	1 経営体
	0 ha	1.1 ha	0.28 ha
課題	人口流出と高齢化等により、農業従事者の減少が加速している。農政担当課と連携して、経営の効率化が実現できるような経営能力を持った企業による農業参入や、若年層の新規就農者が必要である。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
	36 ha	17 ha	30 ha	28 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			2.8 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	11 人
		農地利用最適化推進委員の人数	12 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	6 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
令和7年10月～令和7年12月	①、②、③	地域計画策定の見直しに係る協議に参加した際に、農業者に対して農地集積や遊休農地解消の声掛けを行う。併せて、就農希望者の情報を収集し、新規参入促進を図る。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	令和8年8月	相談会名	農業次世代人材投資資金受給者の就農サポート
参加者数	2名程度	開催場所	上天草市内の各圃場
相談会の内容	認定新規就農者を対象として、農林課が年2回実施する就農状況の確認(青年等就農計画に即して計画的な就農ができていくかどうかを確認するもの)に参加し、一農業者として、また農業委員・推進委員としての知識や経験を生かしたさまざまなサポートを行いながら農業を定着させるとともに、次の新規参入につなげていく。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)